

平成 20 年 8 月 27 日

各 位

| | |
|-----------|---------------------------|
| 会 社 名 | 株 式 会 社 さ く ら パ ー ト ナ ー |
| 代 表 者 名 | 代 表 取 締 役 社 長 太 田 勝 久 |
| コ ー ド 番 号 | 8 5 1 4 (札 幌 証 券 取 引 所) |
| 問 合 せ 先 | 企 画 部 部 長 高 谷 則 章 |
| T E L | 0 1 1 - 6 2 2 - 1 5 1 5 |

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」（平成 18 年 5 月 17 日制定）を下記の通り一部改訂することを、取締役会の書面決議において決議いたしましたので、お知らせいたします（改訂箇所につきましては、下線で示しております。）

記

【内部統制の基本方針】

※今回の改訂を機に経営理念・社是・行動規範については削除いたしました。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）内部統制監査室は内部監査規程に従い、総務部と連携してコンプライアンスの状況を監査します。

（2）社長を委員長とし、組織横断的に諸部門からの社員をメンバーとする「コンプライアンス委員会」が内部管理体制強化を図り法令遵守はもとより企業倫理に関する啓蒙、諸問題の検討を行い、経営に反映させます。

（3）コンプライアンス上の問題を早期発見するため、当社の定める「内部通報制度」を適切に運用し、重大な問題を未然に防ぎ、違法行為等によるコンプライアンスリスクの極小化を図ります。

さらには、取締役会を通じ、取締役の職務執行の監視をより一層強化するものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に関する情報及び文書の取扱いについて、法令で作成・保管が義務づけられている情報及び文書の他、会社の重要な意思決定、及び重要な業務執行に関する情報及び文書等に関して、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理するものとします。

また、取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができるものとします。

なお、「文書管理規程」等に関しては必要に応じて適宜改定し、又は関連規程等との調整を図るものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業の持続的発展を脅かす不確実性のリスクに対処すべく、以下のリスクにおける事業継続を確保するための態勢を整備します。

- (1) 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
- (2) 役員・使用人の不適正な業務執行により販売活動等に重大な支障を生じるリスク
- (3) 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
- (4) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

なお、有事に際しては「危機管理委員会規程」に基づき、社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置し迅速かつ円滑に、事態の收拾に当たります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ機動的に開催するものとし、重要事項に関し、迅速かつ的確な意思決定を行います。

また、取締役の職務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとします。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとします。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社「内部統制監査室」が当社全体のコンプライアンスを統括・推進するものとします。監査の結果は当社の代表取締役へ報告するものとします。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役を補助すべき使用人は配置していませんが、必要に応じて、同使用人を置くこととします。同使用人の任命、異動等に関しては、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したときは、都度監査役会に報告するものとします。

また、監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席すること、稟議書その他重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役または使用人にその説明を求めることができるものとします。

また、監査役は、代表取締役、内部統制監査室、監査法人とそれぞれ情報の交換を行うなど連携を図っていくものとします。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、全社員に携帯させている行動規範を示した「コンプライアンス・ハンドブック」において、反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを制定し、全取締役及び従業員へ周知徹底するものとする。

社内体制といたしましては、総務部を統括部署とし必要に応じ警察や弁護士等へ連絡するなど、外部の専門機関と連携の上、反社会勢力への対応を行っております。

■ 改訂実施日

平成 20 年 8 月 27 日

以上